

市民とともに未来をひらくいわき市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会の機能強化（第4条—第7条）

附則

いわき市は、昭和41年に5市4町5村の合併により誕生し、西に阿武隈の山並みを仰ぎ、東に太平洋を望む広大な市域を有している。そこには、市街地だけでなく中山間地域や沿岸部などにも生活圏が古くから形成され、それぞれの地域ならではの特色のある歴史や伝統、文化、風土が育まれてきた。

市制施行当時、14市町村議会の議員333人をもって構成された本市議会は、以来、本市の広域性ゆえの多様な民意を市政に反映させるため、絶え間なく自らの改革に努め、あるべき議会の姿を追い求めてきた。

このような歴史を辿り、今日、地域社会における諸課題が複雑かつ多様化する中、地方分権の進展に伴い、地方行政の自由度、裁量度が増すにつれ、執行機関である首長とともに二元代表制の一翼を担う地方議会が果たすべき役割や責務はこれまで以上に重要となっている。

本市議会においても、執行機関の監視及び牽制はもとより、市民参加を基礎に市民の代表として自由闊達な議論を行い、十分な審議及び審査を尽くし、市民に対し積極的な情報発信を行うとともに、市民の多様な意見の把握に努め、議会としての政策形成機能を強化するなど、市民に身近で公平公正、透明性のある開かれた議会運営を通じて、市政に民意を反映させることが求められている。

このことから、本市議会は、地方自治を取り巻く潮流を的確に捉えた議会改革の取組を積極的に推進することにより、市民の負託に全力で応え、市民に信頼され続ける議会を実現し、市民福祉の向上や将来にわたる市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条例制定の背景や経緯、趣旨や目的などを強調し、条例制定の理念を宣言する場合に置き、具体的な規範を定めるものではないが、各条項の解釈の基準となるものとされています。

本市議会では、市民の負託に応え、市民に信頼され続ける議会の実現を目指し、あるべき議会の姿を模索しながら不断の議会改革に取り組んできました。その積み重ねの上に、すべての議員が認識を共有し、本市議会の総意として議決を行う条例という形で、市民福祉の向上や将来にわたる市政の発展に寄与する決意を表明することを記載したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担ういわき市議会（以下「議会」という。）及び議会を構成するいわき市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにし、議会の取組に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民に信頼され続ける議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

「高次の目的」として、市民福祉の向上、市政の発展に寄与することの2点を位置付け、「直接の目的」として、市民の負託に応えること、市民に信頼され続ける議会の実現の2点を位置付けており、それらの「目的達成のための手段」として、議会と議員の活動原則を明らかにすること、議会の取組に関する基本的な事項を定めることの2点を位置付けたものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する合議制の機関としての責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市長その他の執行機関の市政運営状況を監視し、及び牽制するとともに、

執行機関と相互に均衡と調和を図り、民主的な行政運営を実現すること。

- (2) 議員相互の活発な議論を通して結論を導き出し、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議会の活動に関する情報を分かりやすく市民に伝えること。
- (4) 市民が議会の活動を知る機会を拡大し、市民の多様な意見を把握すること。
- (5) 市政を取り巻く環境を的確に把握し、市政に必要な政策形成機能を強化すること。
- (6) 常に公正かつ透明な議会運営を実現すること。

【解説】

議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される合議制の議事機関で、地方公共団体の意思を決定する役割を担うと同時に、地方公共団体の機関の一つとして、自らの意思を決定する権能を有しています。

こうした議会の責務を果たすことを通じて、市民の負託に応え、市民に信頼され続ける議会を実現し、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に寄与するため（第1条に規定する目的を達成するため）、市民に対する説明責任や多様な民意の把握など、議会のあるべき姿を活動原則として規定したものです。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の負託を受けた公職として、常に市民への説明責任が求められることを自覚し、その職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の活発な議論を尊重し、議会活動における審議及び審査を尽くすこと。
- (2) 議会の活動に関する情報を分かりやすく市民に伝えること。
- (3) 議会及び議員の活動を通して、市民の多様な意見を把握すること。
- (4) 自ら市政に関わる調査研究を行い、政策形成能力の向上を図ること。
- (5) 高い倫理観の下、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、議員活動の透明性を確保し、市民からの信頼を保持すること。

【解説】

第2条に規定する「議会の活動原則」が具現化されるためには、議会を構成する議員一人一人が、公務・政務に拘わらず、常に「議会の活動原則」を意識しながら議員活動を行うことが求められます。

つまり、「議会の活動原則」は、議員一人一人によって支えられるという認識に立ち、議論を尊重することや審議を尽くすことなど、議員の行動規範を活動原則として規定したものです。

第3章 議会の機能強化

(審議及び審査の充実及び活性化)

第4条 議会は、その意思形成過程を明らかにするとともに、自由闊達な議論を行い、十分な審議及び審査を尽くして結論を得る体制を確立するものとする。

2 議員は、発言の自由を尊重するとともに、言論の品位を保持しながら、論点を整理し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。

【解説】

第1項は、議会が導き出した結論は、地方公共団体の最終的な意思決定となり、その意思決定の内容が市民生活に直接的な影響を与えることから、本会議における審議及び委員会における審査を通じて、各議員が様々な視点から、十分な議論を尽くして結論を導き出せる体制を確立することを規定したものです。

第2項は、議員は、発言自由の原則のもと、一人一人が互いに発言権を十分に尊重することが求められ、また、議員同士が議論をする上では、議員それぞれの考え方にどのような相違があるのかなどを整理するとともに、議論の過程を市民に分かりやすく伝えることを規定したものです。

(市民への広報広聴機能の強化)

第5条 議会は、多様な媒体を活用し、議会が行った市政に関わる意思形成過程及び活動内容を積極的に情報発信するものとする。

2 議会は、その活動を通して、市民と議会との相互理解を深めるため、市民の

議会への参画機会を確保するとともに、市民の多様な意見を把握するものとする。

【解説】

第1項は、議会が行った市政に関わる意思形成過程のほか、さまざまな議会活動の内容について、市民への説明責任を果たすことが求められていることから、多様な媒体を活用し積極的に情報発信することを規定したものです。

第2項は、市民が議会への関心を高め、市民と議会の相互理解が深められるよう、市民の議会への参画機会を確保するとともに、市民の多様な意見を把握することを規定したものです。

(政策形成機能の強化)

第6条 議会は、その活動を通して、市政に関わる課題を調査研究し、必要な政策を提言するものとする。

2 議会は、前項に規定する政策の提言に関し、あらかじめ当該政策に関わる市民及び関係機関の意見を的確に把握するものとする。

【解説】

第1項は、議会活動を通して、市政に関わる諸課題を調査研究し、民意を市政に反映させるため、議会として政策立案及び政策提案を行うことを規定したものです。

第2項は、政策立案及び政策提案を行うにあたっては、政策の内容に関わる市民及び関係機関との意見交換会などを実施し、民意を的確に捉えることを規定したものです。

(議長及び副議長の選出過程における透明性の確保)

第7条 議会は、議長及び副議長の選挙に関し、市民への説明責任を果たすとともに、その選出過程の透明性を確保するため、議長及び副議長を志す議員が議会運営に係る所信を表明する機会を設けるものとする。

(解説)

議長及び副議長の選出に関し、その選出過程の透明性を確保するため、選挙を行う議員が、市民に対し、当該選挙に係る説明責任を果たせるよう、正副議長を志す議員の所信をあらかじめ確認することを規定したものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。